

旅館業構造設備の確認

～共同住宅の1室や戸建てを旅館業に転用する事業者向け～

本リーフレットは旅館業構造設備基準の一部を抜粋して説明したものです。

【参照】(HP掲載)旅館業構造設備基準⇒ [旅館・ホテル営業](#) [簡易宿所営業](#)

1 オンラインチェックイン

フロント(玄関帳場)を置かない施設の場合は、フロントの機能を代替するための事務所や設備の設置が必要です。

構造設備基準の「玄関帳場無し」の基準が適用されます。

①チェックイン対応

- ・**管理事務所**を設置
- ・**チェックイン設備**を設置し、ビデオ通話と宿泊者名簿の確認を実施

②緊急時駆け付け対応

- ・ホテルから10分以内の場所に**駆け付け事務所**を設置
- ・事務所とホテルに**通信設備**を設置して常時対応

③監視カメラ確認

- ・**監視カメラ**を設置して宿泊者の出入りの状況を常時**モニター**で確認

①チェックインの要件

▷管理事務所

宿泊者名簿の確認、ビデオ通話、鍵の交付等を行う事務所

- ・チェックイン受付時間外に訪れた客や、予約がない客が来た際にも営業者側と連絡が取れる体制とし、適切に対応してください。

▷チェックイン設備

宿泊者名簿の正確な記載、適切な鍵の受け渡しを可能とする設備

下記の要件全てを満たして下さい。

＜設置要件＞

- ・**営業者側で設置**すること。
- ・客室に入室する前の**共用部分等に設置**すること。

＜機能要件＞

- ・**ビデオ通話**により、宿泊者名簿の記載内容の**確認&修正**ができること。
- ・営業者側では**パスポートの確認**ができること。
- ・ビデオ通話と宿泊者名簿の確認終了後、営業者側の**承認時のみ鍵を交付**すること。

※チェックインフローの一例

- ① 宿泊客が当日、チェックインタブレットで宿泊者名簿の入力&誤りの修正
- ② 宿泊客が、国内に住所を有しない外国人の場合はパスポートをチェックインタブレットで撮影
- ③ 営業者は宿泊客とビデオ通話を行いながら宿泊者名簿の確認を実施
- ④ 営業者の判断で、承認する場合のみ宿泊客に鍵番号を交付

運用体制を決定する前に、計画段階で保健所に相談してください！

②緊急時等の駆けつけ要件

▷駆け付け事務所

緊急時等に迅速に駆けつけるための従業員の待機事務所

- ・宿泊施設に**10分以内(車/徒歩)**で駆けつけ可能な場所に設置してください。
- ・宿泊客からの連絡に対して**常時対応**を行う必要があります。
- ・チェックイン等を行う管理事務所と兼用しても問題ありません。

▷通信設備

緊急時等に、営業者と宿泊客が常時時間連絡が取れる設備

- ・宿泊施設には、宿泊客が営業者に常時連絡できる設備を**営業者側で設置**してください(チェックインタブレットを使用しても問題ありません。)
- ・駆けつけ事務所には、宿泊客からの連絡に対して**従業員が常時応答**可能な通信設備を設置してください。

③監視カメラの要件

▷監視カメラ

宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備

- ・宿泊施設を利用しようとする人の**顔と容姿**が鮮明に映る場所に設置してください。
※施設状況により設置位置は異なります。

例1: 共同住宅の1室を旅館業に転用する場合

⇒住人と客が判別できるよう各客室前等

例2: 共同住宅全体を旅館業に転用する場合

⇒マンション1階共用部分

例3: 戸建て一棟を旅館業に転用する場合

⇒戸建て入口等

- ・監視カメラは**営業者が設置**してください。

▷カメラ映像を確認するモニター

- ・営業者側で、監視カメラの映像を**常時確認**してください。
- ・他の業務を行いながらも常にモニターにカメラ映像が映し出されたまま、人の出入りの状況を鮮明に確認できる必要があります。

2 その他構造設備抜粋

客室面積

- ・(旅館・ホテル)1客室は、ベッド有の場合⇒9㎡以上、ベッド無の場合⇒7㎡以上
- ・浴室・トイレ・洗面所・踏込その他これらに類する部分を除いた床面積
⇒定員1人あたり2.47㎡以上

寝具の保管場所

- ・客室内や建物共用部分等に、寝具を保管する場所を設けること。

換気、採光、照明、洗面設備、トイレ、浴室

- ・施設の規模に応じて適当な数設けてください。

【問い合わせ先】

札幌市保健所生活環境課営業指導係 TEL: 011-622-5165

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階



SAPPORO